

# 固定資産税などの市税の納付は 便利で安全な口座振替をご利用ください

税務課 内線 511

市では、市税を納税する皆さんに、金融機関が、市税の納期限の日に指定された預金口座から自動的に振り込む「口座振替」の制度を推奨しています。

この制度は、一度申し込みをされると、翌年度以降もそのまま継続されるため、金融機関の窓口に出かける手間も省け、納付忘れもなくなるなど大変便利な制度です。ぜひご利用ください。

## ■口座振替を希望の人は

次ページの口座振替依頼書を所定の大きさに切り取り、記入例を参考に所定事項を記入・押印の上、投函(とうかん)してください。

※個人情報の漏えいを防ぐため、封書様式に必ずのり付けをしてください

次ページの口座振替依頼書は、次の金融機関の口座振替の依頼書です(ゆうちょ銀行での口座振替依頼書は、最寄りの郵便局または市役所に用意しています)。

- |            |             |           |         |
|------------|-------------|-----------|---------|
| ①大垣共立銀行    | ②岐阜銀行       | ③岐阜商工信用組合 | ④岐阜信用金庫 |
| ⑤十六銀行      | ⑥関信用金庫      | ⑦東海労働金庫   | ⑧東濃信用金庫 |
| ⑨三菱東京UFJ銀行 | ⑩めぐみの農業協同組合 |           |         |
- (五十音順)

## ■口座振替の開始時期

①期別振替を依頼された場合は、投函(とうかん)された依頼書の申し込み日の翌月末の納期から口座振替を開始します。

②全期前納を依頼された場合は、次年度からは全期前納となりますが、申し込みされた時期によっては、依頼書の申し込み日の翌月末の納期から期別に口座振替を行います。

## ■指定口座の残高に注意してください

指定口座の残高不足などにより、市税の納期の末日に引き落としができない場合には、再度の引き落としはできません。預金の残高には注意してください。

## 11月11日～17日は「税を考える週間」です

考えてみませんか！ わたしたちの「税」について

この週間は、昭和49年に「税を知る週間」としてスタートし、平成16年から「税を考える週間」に名称変更されました。

この週間を契機に、わたしたち一人一人の身近な問題として、税について考えてみましょう。

## 平成19年分の所得税に関する説明会

### ■所得税の青色申告決算等説明会

- ◇と き 11月27日(火) 午前10時～正午
- ◇と こ ろ 文化会館

### ■年末調整等説明会

- ◇と き 11月27日(火) 午後1時30分～3時30分
- ◇と こ ろ 文化会館

※いずれの説明会も郵送された資料を持参の上、ご来場ください。なお、不足する用紙がある場合は、説明会開催日に会場内受付に申し出てください

### ◇問い合わせ

青色申告・法定調書・源泉所得税については、関税務署（電話 0575・22・2233）へ  
給与支払報告書については、市役所税務課市民税係（内線 214）へ